

第9期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【計画案】に対するパブリックコメント意見一覧

提出された意見の概要と市の考え方

No.	意見要旨	回答
1	特別養護老人ホームの整備について 7期に計画されていた特別養護老人ホームが8期には入居できるようになった。現在の待機者は在宅71人、老健施設27人、その他6名の計104名と聞いているが、その他サービス付き高齢者住宅入居者でも入居希望者が多数いると聞いた。しかし、計画・建設・入居までには時間がかかり、今後も団塊の世代の人たちの入居要望が一層高まるものと思われる。父も入居希望をしていたが当時は100人以上の待ちで、申し込み5年後に施設から連絡があったが1年前に亡くなっていた。そうならないよう、ぜひ施設建設を実現していただきたい。	特別養護老人ホームの待機者の実態については把握していますが、第8期計画から国の指針としてサービス付き高齢者住宅や有料老人ホームの整備状況も含め総合的に判断することとなったことや広域的な利用が可能であること、また医療・介護双方の対応が必要な後期高齢者等の増加や看取りのニーズの高まりが見込まれることを考慮し、第9期計画期間においては特別養護老人ホームやグループホームの整備よりも優先して、介護医療院の整備を進めることとしています。 引き続き市民のニーズの把握及び事業者の状況把握に努め、第10期計画以降も中長期的に施設整備の必要性を検討してまいります。
2	グループホームの建設について 高齢者の増加に伴い認知症の高齢者も増加しており、グループホームに入れたいけどなかなか入れないとの声を聴いている。ぜひ施設建設を実現していただきたい。	
3	介護保険料について 物価の高騰、国民健康保険・後期高齢者保険料の引き上げ・負担額の増加、高齢者は貸金の引き上げもなく、年金支給額の目減りなどいくつもの課題がある。こうした状況を踏まえ、引き上げなしにはできないものかと思う。西尾市は多額の準備基金と繰越金があり、余剰金の活用もされていると思うが、最大限の取り崩しをお願いし、第9期の介護保険事業計画では介護保険料の引き上げをしないようにお願いしたい。国では団塊の世代が75歳以上となる2025年、その後高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけての介護給付費の増加を見据え、1号被保険者の間の所得再分配機能強化し、低所得者の保険料上昇を抑制することを求めている。既に西尾市は国基準より多段階設定をしているが、さらなる第1段階の調整率の引き下げ・第13段階の細分化と調整額の引き上げをお願いしたい。対象人数は少ないが、合計所得金額が1,500万円以上の第14段階を設けたらどうか。	第9期の保険料につきましては、基金の取り崩しを行うとともに、所得段階を従来の13段階から15段階へと細分化し、保険料の基準額を据え置きといたしました。 また、第1段階から第3段階の調整率については、応能負担を強化し、引き下げを行っております。
4	「高齢者に優しいまちづくり」について 高齢者外出支援のタクシーチケット助成券が月4枚交付だが、少ないとの声も聴いており、基準の一人暮らしは外してほしいとの声もある。実態に合った、高齢者にやさしいものに改善していただきたい。また、市内に走る「くるりんバス」は65歳以上の高齢者は無料にしてほしい。	高齢者のタクシーチケット交付は、交通手段の確保が困難な方の通院や買物等でのタクシーの利用料金の一部を助成するもので、対象者は75歳以上の方のみで構成される世帯の所得要件等を満たす方で1か月当たり3枚交付しています。 また、六万石くるりんバスなどのコミュニティバスについては、1日200円で利用できるようにするなど、利用者負担を極力抑えるよう努めています。一方で、事業の継続には一定のコストがかかることから、高齢者の無料化については、現時点では実施する予定はございません。 今後も高齢者の増加が見込まれる中、本市の財政面を踏まえ、「西尾市地域公共交通計画」と連携しながら、交通政策を推進してまいります。
5	「地域における支え合いの体制づくり」について 令和3年に高齢者生活支援コーディネーターの養成講座を受け、その後「高齢者支援体制整備事業体制整備全体会議」に数回、高齢者生活支援サポーター、高齢者生活支援コーディネーターが一堂に集められ、「高齢者支え隊」としての話を聞き、住民の困りごと解決のためのワークショップをした。地域で困りごとがある人は「やらまいか人まちサポート」へ電話し、やらまいかの人が相談者の地区の高齢者支え隊の人に対応してもらうようになっている。生活支援コーディネーターの役割は何か。西尾市として、国がすすめている「生活支援体制整備事業」は協議体の設置と生活支援コーディネーターの配置で、協議体も市レベルで第一層、校区レベルで第二層、町内レベルで第三層の協議体で体制整備が必要ではないか。具体的な取組08～12までの項目は、第三層協議体レベルでできる事だと思う。現在、第三層協議体が数か所できているようだ、市レベルできちんと協議体を構築しないと、それ以下の第二層、第三層は機能しないと思う。色々な市の取組をネットで調べると、西尾市は生活支援体制整備が遅れているので、早急に立て直しを。	生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を目的に3つの階層に配置されています。第1層は市役所内に置かれ、市全域を担当し、地域だけでは解決できない課題等を吸い上げ、解決の働きかけや第2層のサポート、橋渡しを行います。第2層は各地域包括支援センターに配置され、担当地域の第3層の運営支援を行います。第3層は地域で活動する団体の代表者などで、地域における支え合い活動の主な担い手となります。 既に階層ごとに協議体を設置しており、隔月に第1層、第2層コーディネーターで開催される「生活支援体制作戦会議（第1層協議体）」の場で第3層の活動支援について協議を行っています。今後も各協議体の役割が十分に機能するよう努めるとともに、第3層活動団体の拡充を図ってまいります。
6	施設整備について 自分の周りにも認知症、特に軽度と言われる方が増えた。団塊の世代が増え高齢者のピークである2040年頃までこの傾向は、さらに続くでしょう。そこで素案の利用者の推計や整備目標を見てみると、高齢者ピーク時は多いものの9期は少なく見積もられ、新たな整備計画は「無し」の状況である。これでいいのでしょうか。さらに特養についてです。7期で採択され8期の2年時に市内熊味町に100床の施設が完成しました。これも前	特別養護老人ホームの待機者の実態については把握していますが、第8期計画から国の指針としてサービス付き高齢者住宅や有料老人ホームの整備状況も含め総合的に判断することとなったことや広域的な利用が可能であること、また医療・介護双方の対応が必要な後期高齢者等の増加や看取りのニーズの高まりが見込まれることを考慮し、第9期計画期間においては特別

No.	意見要旨	回答
	記「認知症」と同様に今後さらに需要が増えるでしょう。しかし9期では計画なし。そもそも特養は低所得者が安心して入居できるものでなければなりません。国民年金だけの生活者が入れるような施設をぜひ考えていただきたいです。	養護老人ホームやグループホームの整備よりも優先して、介護医療院の整備を進めることとしています。 引き続き市民のニーズの把握及び事業者の状況把握に努め、第10期計画以降も中長期的に施設整備の必要性を検討してまいります。
7	第9期介護保険料 具体的に保険料が示されておらずパブコメとしては不親切で市民をバカにしている。第9期介護保険計画の中で保険料は市民にとって最大の関心事。安城市では国の方針が決まればそれに沿って再計算するという事を前提に具体的保険料や準備基金取り崩し額を明らかにしており、パブコメ実施時期も1か月くらい早い。10期以降はぜひお願いしたい。西尾市では8期での準備基金や繰越金の合計が15億円を超えるということなので、基金取崩額も明示すべきである。国も認めているように、保険料は応能負担を認めているので、西尾市も現行をさらに強化していただきたい。特に所得段階の1～3の乗率はもっと引き下げ、9～13はもっと引き上げ、13段階にとどめずもっと増やすことも検討してもらいたい。	第9期の保険料につきましては、基金の取り崩しを行うとともに、所得段階を従来の13段階から15段階へと細分化し、保険料の基準額を据え置きといたしました。 また、第1段階から第3段階の調整率については、応能負担を強化し、引き下げを行っております。 パブリックコメントの実施時期及び掲載する計画案の内容については、いただいたご意見を参考に次期計画策定時において検討します。
8	パブリックコメントについて 「西尾市パブリックコメント手続に関する要綱」第5条では「市民等が政策案を理解するために必要な関連資料」等を公表しなければならないとしているが、今回示された計画素案はきわめて不十分で不親切と言わざるを得ない。例えば基本目標6「（3）施設サービスの適正整備」の整備目標は介護医療院のみで、保健施設等重要な施設について何も記載されていない。また、基本目標7「（5）介護保険料の算出」では保険料も保険料額所得段階も算出中ということで記載されていない。西尾市は第8期のパブリックコメントでも示していない。市長の見解をお示ししてほしい。	施設整備については、第9期に整備を必要とする施設のみを対象として記載しています。後期高齢者等の増加に伴う看取りのニーズが高まると見込まれるため、他の施設よりも優先的に介護医療院の整備を進めることとしました。 保険料については国の所得段階基準や介護報酬改定の詳細が示されていないなど、算定に必要な複数の要素が不確定であることから仮算定も困難と判断し、「算定中」とさせていただきました。
9	要綱第9条第1項の遵守 「西尾市パブリックコメント手続に関する要綱」第9条第1項では「提出された意見等を考慮して、政策の策定等の意思決定を行う」とし、第2項と合わせて意思決定にあたっての意見等の考慮を定めているので、この遵守を求める。意見は第4章の施策の推進、基本目標6・7にのみ限定する。	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見は、計画策定委員会（第5回）にご報告し、委員から意見を伺います。今後も「西尾市パブリックコメント手続に関する要綱」の規定を遵守してまいります。
10	認知症対応型通所介護及び共同生活介護の整備目標 基本目標6「（2）地域密着型サービスの基本目標」では、認知症対応型通所介護及び共同生活介護の整備目標がいずれも令和5年度末と8年度末が同数だが、これは第9期ではゼロということか。利用者数の推計では第9期期間中が12人増と少なすぎる増加数だが、2040年には数百人の増加を予測しているため、第9期では整備目標は0ではなく一定数の施設、定員の増をすべき。	計画策定のため実施した事業所アンケートやグループホームの状況調査等を踏まえ、認知症共同生活介護や老人保健施設等の整備を本計画期間中には行わず、今後、後期高齢者等の増加に伴う看取りのニーズが高まると見込まれることを考慮し、優先的に介護医療院の整備を進めることとしています。引き続き市民ニーズの把握及び事業者の状況把握に努め、第10期計画以降も中長期的に施設整備の必要性を検討します。
11	施設増設の整備目標 基本目標6（3）施策の方向性では、利用者数の増加を推計しているが、施設サービスの整備目標は介護医療院25のみで、保健施設の整備目標は記載もなく0だということか。このような理解不能な案は承服できない。待機者が大勢いることから施設の増設を整備目標に定めることは当然。なお、特養の待機者を令和5年3月に72人としているが、この調査には入所者で特養への入所を希望している人は除かれており、実際はもっと多い待機者がいる。	
12	介護保険事業費の引き下げ 基本目標7（4）介護給付費等の見込みは、介護保険事業費が令和6～8年度で、全て過剰と思う。合計総給付費をはじめ介護保険事業費の全ての積算根拠は不明だが、第8期の計画値と実績値との比較では減額割合が大きいことから過剰だと判断できる。したがって、介護保険事業費は計上額よりも引き下げられるのでは。	第9期計画の給付費の推計につきましては、第8期の利用実績を基に要介護認定者の増加や介護報酬の改定等の増加要因を踏まえ、厚生労働省の「見える化システム」にて推計しております。 第9期計画では第8期計画の実績を踏まえ過剰にならないよう精査しております。
13	保険料基準額の引き下げ 基本目標7（5）の介護保険料が「算出中」で示されていないが、介護給付費準備基金と繰越金があり、それら全額を取り崩せば第9期保険料基準額は相当な額引き下げられる。介護保険料は「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことのできるもの」とされており、厚労省では「本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものである」と市町村に事務連絡している。したがって、第9期の保険料算出では基金の全額取り崩しと繰越金についても保険料引き下げのために使ってほしい。	第9期の保険料につきましては、基金の取り崩しを行うとともに、所得段階を従来の13段階から15段階へと細分化し、保険料の基準額を据え置きといたしました。 また、第1段階から第3段階の調整率については、応能負担を強化し、引き下げを行っております。
14	保険料額所得段階の多段階化と応能負担機能の強化 厚労省からの通知「第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について」では、標準段階の多段階化、高所得者の標準上率の引き上げについて記載されている。更に国は多くの市町村が既に多段階化を先行させている実態を承知しており、13段階以上にすることも認めている。こうした国の意向を踏まえ、更に多段階化してほしい。そして、低所得者の最終乗率の引き下げと高所得者の最終乗率の引き上げをしてほしい。	